

鈴鹿市職員の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 1 2 号

鈴鹿市職員の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正)
第 1 条 鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和 3 4 年鈴鹿市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前												
(宿泊費) 第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u>	(宿泊費) 第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。</u> <u>別表（第13条関係）</u> <table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>宿泊費基準額</u> <u>（1 夜につき）</u></th></tr><tr><td><u>北海道</u></td><td><u>13, 000円</u></td></tr><tr><td><u>青森県</u></td><td><u>11, 000円</u></td></tr><tr><td><u>岩手県</u></td><td><u>9, 000円</u></td></tr><tr><td><u>宮城県</u></td><td><u>10, 000円</u></td></tr><tr><td><u>秋田県</u></td><td><u>11, 000円</u></td></tr></table>	<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額</u> <u>（1 夜につき）</u>	<u>北海道</u>	<u>13, 000円</u>	<u>青森県</u>	<u>11, 000円</u>	<u>岩手県</u>	<u>9, 000円</u>	<u>宮城県</u>	<u>10, 000円</u>	<u>秋田県</u>	<u>11, 000円</u>
<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額</u> <u>（1 夜につき）</u>												
<u>北海道</u>	<u>13, 000円</u>												
<u>青森県</u>	<u>11, 000円</u>												
<u>岩手県</u>	<u>9, 000円</u>												
<u>宮城県</u>	<u>10, 000円</u>												
<u>秋田県</u>	<u>11, 000円</u>												

<u>山形県</u>	<u>10,000円</u>
<u>福島県</u>	<u>8,000円</u>
<u>茨城県</u>	<u>11,000円</u>
<u>栃木県</u>	<u>10,000円</u>
<u>群馬県</u>	<u>10,000円</u>
<u>埼玉県</u>	<u>19,000円</u>
<u>千葉県</u>	<u>17,000円</u>
<u>東京都</u>	<u>19,000円</u>
<u>神奈川県</u>	<u>16,000円</u>
<u>新潟県</u>	<u>16,000円</u>
<u>富山県</u>	<u>11,000円</u>
<u>石川県</u>	<u>9,000円</u>
<u>福井県</u>	<u>10,000円</u>
<u>山梨県</u>	<u>12,000円</u>
<u>長野県</u>	<u>11,000円</u>
<u>岐阜県</u>	<u>13,000円</u>
<u>静岡県</u>	<u>9,000円</u>
<u>愛知県</u>	<u>11,000円</u>
<u>三重県</u>	<u>9,000円</u>
<u>滋賀県</u>	<u>11,000円</u>
<u>京都府</u>	<u>19,000円</u>
<u>大阪府</u>	<u>13,000円</u>
<u>兵庫県</u>	<u>12,000円</u>
<u>奈良県</u>	<u>11,000円</u>
<u>和歌山県</u>	<u>11,000円</u>
<u>鳥取県</u>	<u>8,000円</u>
<u>島根県</u>	<u>9,000円</u>
<u>岡山県</u>	<u>10,000円</u>
<u>広島県</u>	<u>13,000円</u>

	<u>山口県</u>	<u>8,000円</u>
	<u>徳島県</u>	<u>10,000円</u>
	<u>香川県</u>	<u>15,000円</u>
	<u>愛媛県</u>	<u>10,000円</u>
	<u>高知県</u>	<u>11,000円</u>
	<u>福岡県</u>	<u>18,000円</u>
	<u>佐賀県</u>	<u>11,000円</u>
	<u>長崎県</u>	<u>11,000円</u>
	<u>熊本県</u>	<u>14,000円</u>
	<u>大分県</u>	<u>11,000円</u>
	<u>宮崎県</u>	<u>12,000円</u>
	<u>鹿児島県</u>	<u>12,000円</u>
	<u>沖縄県</u>	<u>11,000円</u>

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(旅費) 第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）に定める一般職の職員の例により計算した旅費を支給する。ただし、同条例に定める宿泊費基準額は、 <u>地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当</u>	(旅費) 第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）に定める一般職の職員の例により計算した旅費を支給する。ただし、同条例に定める宿泊費基準額は、 <u>別表のとおり</u> とする。

該宿泊に要する費用の額)とする。

2 略

2 略

別表（第5条関係）

<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額</u> <u>（1夜につき）</u>
<u>北海道</u>	<u>18,000 円</u>
<u>青森県</u>	<u>15,000 円</u>
<u>岩手県</u>	<u>13,000 円</u>
<u>宮城県</u>	<u>14,000 円</u>
<u>秋田県</u>	<u>15,000 円</u>
<u>山形県</u>	<u>14,000 円</u>
<u>福島県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>茨城県</u>	<u>15,000 円</u>
<u>栃木県</u>	<u>14,000 円</u>
<u>群馬県</u>	<u>14,000 円</u>
<u>埼玉県</u>	<u>27,000 円</u>
<u>千葉県</u>	<u>24,000 円</u>
<u>東京都</u>	<u>27,000 円</u>
<u>神奈川県</u>	<u>22,000 円</u>
<u>新潟県</u>	<u>22,000 円</u>
<u>富山県</u>	<u>15,000 円</u>
<u>石川県</u>	<u>13,000 円</u>
<u>福井県</u>	<u>14,000 円</u>
<u>山梨県</u>	<u>17,000 円</u>
<u>長野県</u>	<u>15,000 円</u>
<u>岐阜県</u>	<u>18,000 円</u>
<u>静岡県</u>	<u>13,000 円</u>
<u>愛知県</u>	<u>15,000 円</u>
<u>三重県</u>	<u>13,000 円</u>

	滋賀県	15,000 円
	京都府	27,000 円
	大阪府	18,000 円
	兵庫県	17,000 円
	奈良県	15,000 円
	和歌山県	15,000 円
	鳥取県	11,000 円
	島根県	13,000 円
	岡山県	14,000 円
	広島県	18,000 円
	山口県	11,000 円
	徳島県	14,000 円
	香川県	21,000 円
	愛媛県	14,000 円
	高知県	15,000 円
	福岡県	25,000 円
	佐賀県	15,000 円
	長崎県	15,000 円
	熊本県	20,000 円
	大分県	15,000 円
	宮崎県	17,000 円
	鹿児島県	17,000 円
	沖縄県	15,000 円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第 1 条の規定による改正後の鈴鹿市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」と

いう。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1号に規定する出張命令権者(以下「出張命令権者」という。)が新条例第3条第5項に規定する出張命令等(以下「出張命令等」という。)を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)した場合又は死亡した場合において新条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令等を出した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出張命令権者が出張命令等を出し、かつ、施行日以後に出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。